

申告相談のお知らせ

2月8日(水)
3月15日(水)

会場や日程、時間の詳細は1月中旬に配布予定の「平成29年度市・県民税の申告相談日程表」をご覧ください。

申告会場でお待ちいただく時間を短くするため、必要な書類などの整理や集計をお願いします。

問 税務課 課税班 ☎ 30・0213

申告が必要かどうか確認してみましょう

申告が必要な方は、下の図①の上限のいずれかに該当する方です。平成29年1月1日現在、鹿角市内に住所があることが条件です。

【注意】昨年、所得税の確定申告書を提出した方には、1月下旬に税務署から「確定申告書類」が送付されます。申告相談の際は必ずお持ちください。

資料を事前に準備してスムーズな申告を

営業、農業、不動産所得がある方

あらかじめ収入と経費を帳簿などに記帳した上で、関係書類（収支計算ノート、領収書等）を持参してください。

医療費控除を申告する方

医療費の領収書をあらかじめ集計した上で持参してください。

図 1 申告が必要かどうかをチェック

必要な方（いずれかに該当）

- ☐ 平成28年中（1月1日から12月31日まで）に営業、農業、不動産、利子、配当、雑、譲渡、退職などの収入があった方
- ☐ 給与所得者で、次に該当する方
 - ☐ 給与以外に収入があった
 - ☐ 勤務先で年末調整がされていない
 - ☐ 2カ所以上から給与を受けている
 - ☐ 年末調整後に扶養親族などの控除要件に異動があった
- ☐ 医療費控除、雑損控除、寄附金控除などを受ける方
- ☐ 個人年金、互助年金や生命保険・損害保険などの満期受取金があった方
- ☐ 収入のない方（扶養されていた、学生、病気療養中、失業など）*簡易申告書で申告できます

不要な方

- ☐ 給与所得者で、勤務先から市に年末調整済みの「給与支払報告書」が提出されていて、この給与以外に収入のない方
- ☐ 税務署に確定申告書を提出（または電子申告）する方
- ☐ 収入が公的年金のみで148万円（65歳未満の方は98万円）以下の方

受付時間と申告相談の開始時刻は全会場同じです。

受付時間 8時から15時30分まで

申告相談開始時刻 8時30分から

簡易申告を推進しています

申告は、市・県民税や所得税の課税の基礎となるだけでなく、非課税証明書の発行や、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定基礎にもなります。次に該当する方は、申告相談会場に行かなくても、簡易申告書を提出または郵送することによって申告することができます。

対象となる例

- ・収入が全くない方
- ・非課税所得（遺族年金、障害年金、失業給付など）のみの方
- ・その他収入、所得控除が一定の要件を満たす方

1月中旬に、市からお届けする「平成29年度市・県民税の申告相談のご案内」が「簡易申告書」を兼ねています。

必要事項を記入・押印して、税務課・各支所窓口に出すまたは郵送することで申告できます。提出期限は3月15日(水)です。詳しくは、ご案内に同封の説明チラシをご覧ください。

申告相談の待ち時間の傾向

相談開始直後が一番混雑しています。また、13時前後も混雑する傾向があります。割り当ての日の来場にご協力くださるようお願いいたします。

所得税の確定申告を自分で作成しませんか

所得税の確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー（1月上旬開設予定）」で作成することができます。作成した申告書はe-Taxにより自宅から税務署に送信することができ、印刷して税務署へ郵送することもできます。

詳しくは国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。大館税務署（☎ 0186-4210671）へお問い合わせください。

なお、大館税務署での申告相談日は2月16日(木)～3月15日(水)（土・日を除く）9時～17時です。16時までの来場にご協力ください。



マイナンバーの記載と、本人確認手続きが始まります

平成29年度申告相談より、申告書を提出する方のマイナンバーの記載と本人確認手続きが必要となります。

相談会場での混雑緩和のため、右記の番号確認書類と身元確認書類の表面と裏面を、事前にコピーし、会場にお持ちくださるようお願いします。

重要

家族の代表の方が、家族全員の申告をするときは、全員分の番号確認書類と身元確認書類が必要です。

●番号確認書類

マイナンバーカード（裏）、通知カード、住民票の写しなど（個人番号の記載のあるもの）のうちいずれか1つ

●身元確認書類

マイナンバーカード（表）、運転免許証、保険証（公的医療保険の被保険者証）、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうちいずれか1つ

※マイナンバーカードは、番号確認書類と身元確認書類の両方を兼ねるため、1つの書類で確認が完了します。

簡易申告書にもマイナンバーの記載が必要です



郵送で簡易申告書を提出するときは、簡易申告書にマイナンバーを記載し、番号確認書類と身元確認書類のコピーを同封してください。

窓口に出すときは、番号確認書類と身元確認書類の提示をお願いします。コピーの提出は不要です。